

計画作成年度	令和6年度
計画主体	うるま市

## うるま市鳥獣被害防止計画

### 〈連絡先〉

担 当 部 署 名 うるま市役所 農林水産部 生産振興課  
所 在 地 うるま市みどり町一丁目1番1号  
電 話 番 号 098-923-7616  
F A X 番 号 098-923-7686  
メ ー ル ア ド レ ス seisansinkouka@city.uruma.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成にあたっては、別添留意事項を参照のうえ、記入すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ・コウライキジ・野鼠
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	うるま市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	柑橘類・さとうきび	面積	金額
		—	—
ハシブトガラス	野菜類	面積	金額
		10.0a	800,000円
シロガシラ	野菜・花卉類	面積	金額
		27.0a	725,000円
コウライキジ	—	面積	金額
		—	—
野鼠	かんしょ	面積	金額
		88.4a	1,326,000円
コウモリ	柑橘類	面積	金額
		15.0a	336,000円
	計	面積	金額
		140.4a	3,187,000円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

品目	柑橘類・さとうきび
被害発生時期	生育期、収穫期
被害場所	うるま市石川地域
被害地域の増減傾向等	主に銃器での駆除を行っており、被害が軽減している。

・ハシブトガラス

品目	オクラ
被害発生時期	着果期（6月～10月）
被害場所	うるま市石川地域、与那城宮城島地域
被害地域の増減傾向等	主に銃器での駆除を行っており、石川地域での被害は軽減しているが、近年、与那城宮城島地区での農作物への被害報告や、これまで生息していなかった津堅島での生息が確認されており、今後被害の発生及び拡大が懸念される。

・シロガシラ

品 目	スイートコーン、菊
被害発生時期	生育期、収穫期
被害場所	うるま市全域
被害地域の増減傾向等	被害は減少傾向にあるが、近年、菊の蕾への食害が報告されている。

・コウライキジ

品 目	—
被害発生時期	—
被害場所	うるま市石川山城、楚南地域
被害地域の増減傾向等	特に目立った被害は見られない。

・野鼠

品 目	かんしょ
被害発生時期	生育期、収穫期
被害場所	うるま市勝連津堅
被害地域の増減傾向等	各農家単位で駆除を行っているが、減少には至っていない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額（万円）	318	286（10%減）
被害面積（a）	140.4	126.3（10%減）

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ・コウライキジは、猟友会において銃器による駆除を行っている。 野鼠は、各農家単位で駆除を行っているが、減少には至っていない。	狩猟免許（罟猟）取得による担い手を育成する。 津堅島は野鼠の天敵であるハブが生息しておらず、効果的な被害防止対策の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	該当なし

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 関係機関と協力して、鳥獣の活動地域、被害地域、生息状況の調査を実施。
- ・ 被害の多い圃場への被害防止対策。
- ・ 被害の多い地区への捕獲箱の設置。
- ・ 生産農家による放任果樹圃場の管理の必要性を周知。
- ・ 捕獲方法の情報収集。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ うるま市鳥獣被害対策実施隊を検討  
構成(案)：市担当者(2名)を中心に、市長が指名又は任命する。銃器駆除の必要が生じた際には、猟友会メンバーを実施隊の構成員として任命し、捕獲活動を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進するうえで、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ</li> <li>・ ハシブトガラス</li> <li>・ シロガシラ</li> <li>・ コウライキジ</li> <li>・ 野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が行った調査結果等を情報共有してもらい、協議会において活用する。</li> <li>・ 狩猟免許の取得等、担い手の育成。</li> <li>・ 捕獲箱、箱わな等の整備。</li> <li>・ 効果的な被害防止対策の検討。</li> </ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ</li> <li>・ ハシブトガラス</li> <li>・ シロガシラ</li> <li>・ コウライキジ</li> <li>・ 野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が行った調査結果等を情報共有してもらい、協議会において活用する。</li> <li>・ 狩猟免許の取得等、担い手の育成。</li> <li>・ 捕獲箱、箱わな等の整備。</li> <li>・ 効果的な被害防止対策の検討。</li> </ul>

令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ</li> <li>・ハシブトガラス</li> <li>・シロガシラ</li> <li>・コウライキジ</li> <li>・野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が行った調査結果等を情報共有してもらい、協議会において活用する。</li> <li>・狩猟免許の取得等、担い手の育成。</li> <li>・捕獲箱、箱わな等の整備。</li> <li>・効果的な被害防止対策の検討。</li> </ul>
-------	---	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシの被害については大きな変化は無い。またハシブトガラスは、山間部をねぐらとしているが、近年は市街地においても活動地域が拡大しており、生息数は増加傾向にある。新たに発生した津堅島の野鼠被害については、令和3年度に優良かんしょ増殖事業を実施し、令和4年度の収穫に伴い被害が増加しているため、今後、効果的な被害防止対策の検討が必要である。</p> <p>以上、猟友会からの情報や沖縄県農業協同組合の野生鳥獣の被害状況調査の結果を踏まえて計画数を設定した。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	25	25	25
ハシブトガラス	300	300	300
シロガシラ	300	300	300
コウライキジ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲時期： 通年</p> <p>捕獲方法： 捕獲箱、箱わな、銃器</p> <p>捕獲予定場所： うるま市全域（但し、鳥獣保護区を除く。）</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(必要性) イノシシの捕獲を行うため。

(取組内容) 捕獲手段：銃器による捕獲。

実施予定時期：令和6年4月～令和9年3月 対象予定場所：うるま市全域

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
うるま市全域	イノシシ、ハシブトガラス、シロガシラ、コウライキジ、コウライキジ営巣卵

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の移譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 計 画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	整備予定なし	整備予定なし	整備予定なし
ハシブトガラス	整備予定なし	整備予定なし	整備予定なし
シロガシラ	整備予定なし	整備予定なし	整備予定なし
コウライキジ	整備予定なし	整備予定なし	整備予定なし

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ</li> <li>・ハシブトガラス</li> <li>・シロガシラ</li> <li>・コウライキジ</li> <li>・野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の管理徹底</li> <li>・チラシ、パンフレット等、周知資料の作成</li> <li>・生息状況調査</li> <li>・かんしょの野鼠対策として、ほ場周辺の除草、収穫時の残渣処理、耕耘等による生育環境管理の実施</li> </ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ</li> <li>・ハシブトガラス</li> <li>・シロガシラ</li> <li>・コウライキジ</li> <li>・野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の管理徹底</li> <li>・チラシ、パンフレット等、周知資料の作成</li> <li>・生息状況調査</li> <li>・かんしょの野鼠対策として、ほ場周辺の除草、収穫時の残渣処理、耕耘等による生育環境管理の実施</li> </ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ</li> <li>・ハシブトガラス</li> <li>・シロガシラ</li> <li>・コウライキジ</li> <li>・野鼠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹等の管理徹底</li> <li>・チラシ、パンフレット等、周知資料の作成</li> <li>・生息状況調査</li> <li>・かんしょの野鼠対策として、ほ場周辺の除草、収穫時の残渣処理、耕耘等による生育環境管理の実施</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

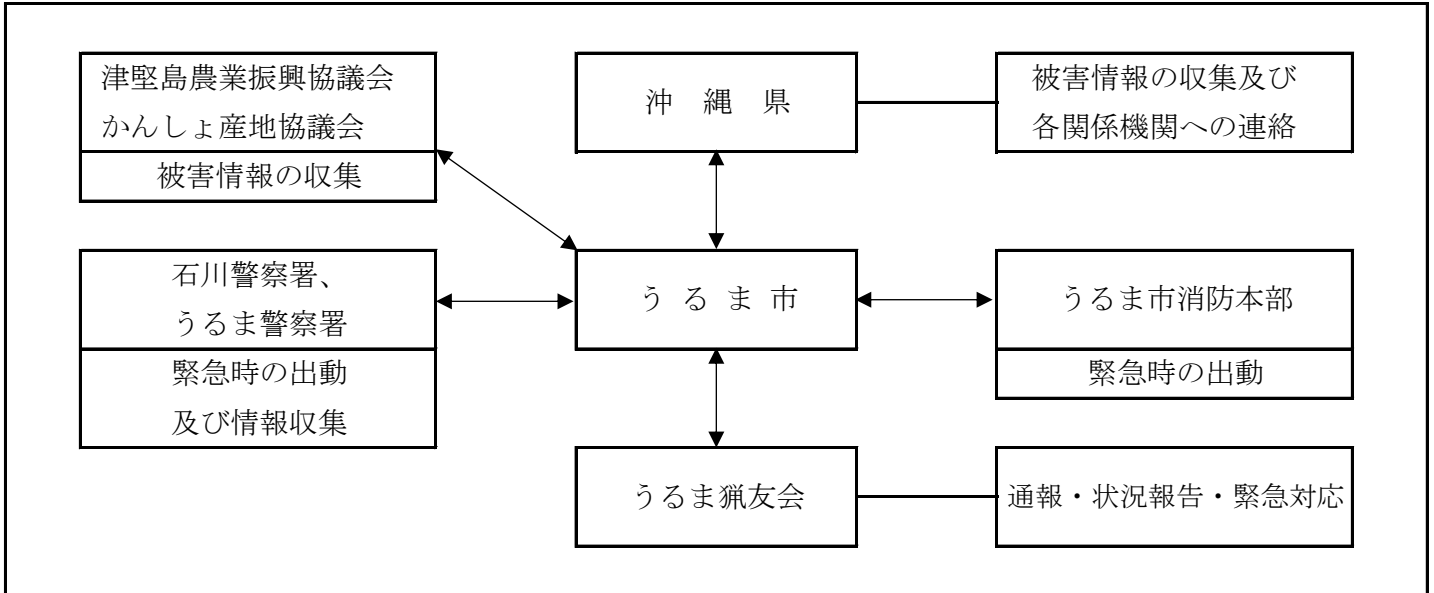
関係機関等の名称	役 割
うるま市役所 農林水産部 生産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害に関する情報収集</li> <li>・猟友会の活動に関する警察及び各行政区への通知</li> <li>・緊急時の情報収集及び各関係機関への連絡</li> </ul>
うるま猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の市担当者への連絡</li> </ul>
石川警察署、うるま警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駆除活動時の通報への対応</li> </ul>
うるま市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の通報への対応及び出動</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集</li> </ul>
津堅島農業振興協議会、かんしょ産地協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集</li> </ul>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ハシブトガラス、シロガシラ、コウライキジに関しては、現場にて埋設等を行う。
- ・イノシシに関しては、適切な処理施設にて処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・ハシブトガラス、シロガシラ、コウライキジに関しては、食品としての利用に適さないので、利用推進は困難である。
- ・イノシシに関しては、捕獲者による自家消費を行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記入する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記入する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	うるま市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
うるま市役所 農林水産部 生産振興課	うるま市鳥獣被害防止計画の作成
J Aおきなわ中部地区営農振興センター	農家からの情報収集、鳥獣被害等の調査
沖縄県中部農業改良普及センター	鳥獣被害の防止方法の指導、情報提供等
うるま市農業委員会	農家からの情報収集、地域への情報提供等
うるま市さとうきび生産振興対策協議会	さとうきび農家からの情報収集、情報提供等



- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沖縄県病害虫防除技術センター	鳥獣被害の防止方法の指導、情報提供等

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・うるま市鳥獣被害対策実施隊を検討中
- ・市担当者（2名）を中心に、市長が指名又は任命する。銃器駆除の必要が生じた際には、猟友会メンバーを実施隊の構成員として任命し、捕獲活動を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記入する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・農家における放任果樹の対策の徹底。
- ・地域住民、農家、関係機関及び近隣市町村との情報交換。
- ・野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒を実施する。(CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き)
- ・死亡イノシシを発見した場合は、豚熱及びアフリカ豚熱の感染確認検査を行う必要があることから、死亡個体を発見したときは、必ずうるま市から管轄する家畜保健衛生所へ通報し指示を仰ぐものとする。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。